

地域コミュニティ基本指針 を見直しました

指針改訂の目的

地域コミュニティ組織が市内全26地区で設立されてから10年が経過する機を捉え、これまでの取組を強化する新たな地域コミュニティ施策を展開し、持続可能な地域運営を実現していくため、本指針を見直しました。

見直しの経緯等

平成29年11月に策定した「小田原市地域コミュニティ組織基本指針」に基づくこれまでの取組の振り返りや、地域活動懇談会等の地域の声を踏まえるとともに、自治会総連合理事会での意見交換や庁内関係課と調整を行い、令和7年11月の政策会議で改訂後の「小田原市地域コミュニティ基本指針」を決定しました。



見直しのポイント

現状の課題を踏まえて将来を改めて見通すとともに、新たな地域コミュニティ施策の考え方、その手法としての地域プロジェクトや地域担当職員のほか、次世代の関わりを広げていく方策等を盛り込んでいます。

地域コミュニティ組織

目指す姿

多様な人が関わり、地域の総合力で課題を解決する開かれた組織

- 自治会連合会区域を単位として各地区に一つ存在する、地域を代表する組織
- 各種地域活動団体の連携協力により、課題解決に取り組む組織
- 自らの意思決定により組織運営や活動に取り組むことができる組織
- 地域の全住民に開かれ、住民の意見等を運営や活動に反映できる組織
- 役員等の担い手が確保され、持続的、発展的な運営ができる組織
- 自らの事務局機能を有し、自立した運営ができる組織
- 自主財源を確保し、安定した活動を維持できる組織

機能

- (1) 組織
- (2) 地域別計画（課題解決の取組）の推進
- (3) 住民参画
- (4) 担い手の発掘・育成
- (5) 場の活性化
- (6) 地域事務局
- (7) 財源の確保

活動分野

- (1) 広報
- (2) 福祉健康
- (3) 地域防災
- (4) 子ども
- (5) 多世代交流
- (6) 地域振興
- (7) 交通安全・防犯
- (8) 生活環境

持続可能な地域運営に向け、地域と行政が協働のまちづくりを推進

行政

地域の「負担を減らす」「活動を支える」「担い手をつなぐ」

行政の取組

- (1) 活動と運営資金の支援
- (2) 地域担当職員の配置
- (3) 担い手発掘・育成の支援
- (4) 各種地域活動団体の機能維持
- (5) 地域活動の場の確保
- (6) 情報共有の推進
- (7) 全庁的な取組体制の構築
- (8) 地域の負担軽減・依頼事項の見直し
- (9) 職員の地域活動参加の奨励

お問い合わせ

小田原市役所 市民部
地域政策課 地域コミュニティ係

☎0465-33-1389
commu@city.odawara.kanagawa.jp

